庁名　岐阜家庭裁判所本庁・管内支部

郵便切手及び予納金一覧

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									備考
		郵便切手の場合								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
成年後見制度に関する審判	後見開始	4	2	16		2	5	10	4760円	5000円	
	保佐開始	4	2	16		2	5	10	4760円	5000円	
	補助開始	4	2	16		2	5	10	4760円	5000円	
	代理権付与（保佐人、補助人）（開始後に申し立てる場合）	2	1	10			5	10	2650円	3000円	開始申立てと同時に申し立てる場合は不要です。 同意権付与と同時に申し立てる場合は不要です。
	同意権付与（保佐人、補助人）（開始後に申し立てる場合）	2	1	10			5	10	2650円	3000円	開始申立てと同時に申し立てる場合は不要です。 代理権付与と同時に申し立てる場合は不要です。
	任意後見監督人選任	2	2	16			5	10	3660円	4000円	
	成年後見人(保佐人、補助人)選任	2		8			5	10	2080円	2500円	辞任許可の申立てと同時に申し立てる場合
		2	1	10			5	10	2650円	3000円	成年後見人（保佐人、補助人）が欠けた場合等
	成年後見人（保佐人、補助人）解任	2	1	10			5	10	2650円	3000円	
	成年後見監督人(保佐監督人、補助監督人)選任	2	1	7					2120円	2500円	
	成年後見人(保佐人、補助人)辞任許可	2	1	6		1	1		2080円	2500円	
	成年被後見人(被保佐人、被補助人)の居住用不動産処分許可			1					110円	郵便切手のみ	
	特別代理人選任(被後見人のための)			6					660円	郵便切手のみ	
	臨時保佐人選任			6					660円	郵便切手のみ	
	臨時補助人選任			6					660円	郵便切手のみ	
	成年後見人(保佐人、補助人)の報酬付与			1					110円	郵便切手のみ	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託	2		4					1440円	郵便切手のみ	
	成年被後見人に宛てた郵便物等の回送嘱託取消し・変更	2		4					1440円	郵便切手のみ	
	成年被後見人の死亡後の死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為についての許可			1					110円	郵便切手のみ	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									備考
		郵便切手の場合								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
行方不明者に関する審判	不在者財産管理人選任			15				15	1800円	郵便切手のみ	
	不在者の財産管理人の権限外行為許可			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	失踪宣告	2		20	1			4	3340円	3500円	
	失踪宣告の取消し	2		15				2	2670円	3000円	
親子に関する審判	未成年後見人選任	2	2	16			5	10	3660円	4000円	
	子の氏の変更許可								備考欄のとおり	郵便切手のみ	申立書1通につき110円 子が15歳未満かつ共同親権の場合の申立ては、330円（110円3枚）
	養子縁組許可			17				10	1970円	郵便切手のみ	
	養子縁組の承諾をするについての同意に代わる許可	2		20				10	3300円	3500円	
	死後離縁許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	養父母両名による申立ての場合は、500円2枚、110円2枚を追加
	特別養子適格の確認	8		20				20	6400円	6500円	
	特別養子縁組の成立	4		18				20	4180円	4500円	
	特別代理人選任（親権者とその子との利益相反の場合）			6					660円	郵便切手のみ	
	親権者変更(親権者行方不明(死亡)等の場合)	2		8		2	5	5	2130円	2500円	
	親権喪失、親権停止、管理権喪失	6		12			6	5	4490円	4500円	

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									備考
		郵便切手の場合								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
相続に関する審判	相続の放棄の申述			3					330円	郵便切手のみ	
	相続の限定承認の申述			3					330円	郵便切手のみ	申述人が1名増すごとに110円3枚を追加
	相続の承認又は放棄の期間の伸長			3					330円	郵便切手のみ	
	限定承認又は相続の放棄の取り消しの申述	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	限定承認の場合における鑑定人の選任			5					550円	郵便切手のみ	
	相続財産清算人の選任			10				15	1250円	郵便切手のみ	
	相続財産管理人の選任			5				10	650円	郵便切手のみ	
	権限外行為許可			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	報酬付与			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	相続人捜索の公告			4				2	460円	郵便切手のみ	
	特別縁故者に対する相続財産分与	4		10				10	3200円	3500円	
	遺言書の検認								備考欄のとおり	郵便切手のみ	110円×（申立人+相続人の数） 申立人兼相続人は申立人としてカウントする。
	遺言の確認	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	遺言執行者の選任			3					330円	郵便切手のみ	
	遺言執行者に対する報酬付与			1					110円	郵便切手のみ	審判書謄本を裁判所で受領することを希望する場合は不要
	遺言執行者の解任								備考欄のとおり	郵便切手のみ	500円2枚、110円×（相続人の数+10）、20円5枚、10円5枚
	遺言執行者の辞任許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	遺留分放棄の許可			5					550円	郵便切手のみ	
	遺留分の算定に係る合意の許可								備考欄のとおり	郵便切手のみ	500円×（推定相続人の数×2）、110円×（推定相続人の数×2+10）、10円×（推定相続人の数×2）
	推定相続人の排除	4		12			2	5	3410円	3500円	
	相続財産の分離			10				10	1200円	郵便切手のみ	
保護者選任に関する審判	保護者選任			3					330円	郵便切手のみ	
戸籍上の氏名や性別の変更	氏の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	夫婦連名での申立ての場合は、500円2枚、110円2枚を追加
	氏の振り仮名の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	名の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	名の振り仮名の変更許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	
	戸籍訂正許可	2		6					1660円	郵便切手のみ	夫婦連名での申立ての場合は、500円2枚、110円2枚を追加

カテゴリ	申立ての種類	郵便料								備考
		郵便切手の場合							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額	
などに関する審判	戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服	4		6					2660円	3000円	
	性別の取扱いの変更	2		9				7	2060円	2500円	
	就籍許可	2		10				4	2140円	2500円	
年金分割の割合を定める審判	年金分割の割合を定める審判	4		10	5	5	5	5	4000円	4000円	
調停事件	調停事件（遺産分割以外）			10	5	5	5	5	2000円	4000円	277条事件は、500円4枚を追加
	調停事件（遺産分割）								備考欄のとおり	10000円	500円×（当事者の数×2）、100円×（5×当事者の数）、110円20枚、50円10枚、20円10枚、10円20枚 相手方が5名を超える場合、1名増すごとに110円2枚、50円2枚、20円2枚、10円2枚を追加 予納金の場合は、相手方が5名を超える場合、1名増すごとに500円を追加
人事訴訟	人事訴訟	10		10	5	10	10	20	7500円	8000円	被告が1名増すごとに500円2枚、100円3枚、10円3枚を追加
その他手続	児童福祉法28条、33条の承認	6		12			6	5	4490円	5000円	
	間接強制	5		7	3	3	10	10	4020円	4000円	
	執行官に子の引渡しを実施させる決定	5		7	3	3	10	10	4020円	4000円	
	控訴	9		14		4	8	10	6500円	6000円	当事者が1名増すごとに2600円分を追加 （内　訳） 500円4枚、110円4枚、20円5枚、10円6枚 予納金の場合は、当事者が1名増すごとに2000円を追加
	即時抗告	6		10		2	5	13	4430円	4000円	当事者が1名増すごとに2600円分を追加 （内　訳） 500円4枚、110円4枚、20円5枚、10円6枚 予納金の場合は、当事者が1名増すごとに2000円を追加

カテゴリ	申立ての種類	郵便料									
		郵便切手の場合								予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。 郵便切手で納付する際は不要	備考
		500円	350円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		

※現金納付する場合は、上記一覧表の訴状、各申立書等を提出後、裁判所から「保管金提出書」を郵送します。必要事項を記入の上、現金を添えて、岐阜地裁事務局会計課まで持参、現金書留、又は振込みによる方法で納めてください。また、電子納付利用者登録をされている方は電子納付の利用も可能です。

※郵便料を予納金とした場合でも、上記の各手続の中で、郵便切手の予納を依頼することがあります。